

概要

徳島県東部圏域内（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下「域内」という。）の事業者が提供する「体験型観光コンテンツ」を盛り込んだ旅行商品について、コンテンツにかかる費用及び、コンテンツを提供するために必要な域内交通事業者が提供する従たる移動手段（マイクロバス、タクシー等）にかかる費用に対して助成金を交付する。

商品設定期間

令和4年4月20日から令和5年3月6日までに催行する旅行商品

助成要件

- (1) 域内の事業者が提供する体験型観光コンテンツを盛り込んだ旅行商品であること
- (2) 原則として新規に造成し、募集を開始する旅行商品であること
- (3) 体験型観光事業者や交通事業者に対し本助成を利用する旨を事前に説明すること
- (4) 旅行者に対するアンケートを実施すること
- (5) コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外
- (6) 募集型企画旅行商品については、パンフレットを作成するか、ホームページに掲載し機構のロゴマークを表示すること
- (7) 旅行商品の催行にあたり、新型コロナウイルス感染症対策が取られていること
- (8) 徳島県又は出発地の感染レベルが「レベル3」に移行した場合及び、まん延防止等重点措置が適用される場合は事業を停止しますのでご注意ください



申請様式等はこちらからDLできます

助成率及び上限額

旅行商品内の
体験型観光コンテンツ等
に係る費用の

マイクロ・ツーリズム枠
(隣接県)

2 / 3 (上限30万円)

一般枠
(隣接県以外)

1 / 2 (上限30万円)

その他

詳細は「イーストとくしま『体験型観光』推進事業助成金交付要綱」を確認すること

問合せ：電話088-678-2811